

排出基準

排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の排出削減に係る技術水準を勘案して特定施設の種類、構造ごとに設定されています。

1 大気排出基準

大気排出基準一覧表（施行規則別表第1、施行規則附則別表第2）

号番号	特定施設の種類・規模	新設炉 排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	既設炉(*注2) 排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
1	焼結鉱製造用焼結炉	0.1	1	
2	製鋼用電気炉	0.5	5	
3	亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)	1	10	
4	アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、乾燥炉、溶解炉)	1	5	
5	廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5 m ² 以上、 又は 焼却能力が50 kg/h以上)	4 t/h以上	0.1	1
		2 t/h以上 4t /h未満	1	5
		2 t/h未満	5	10

(注1) 平成9年12月2日以降に設置された廃棄物焼却炉(火格子面積が2 m²以上又は焼却能力200kg/h以上)及び製鋼用電気炉については、新設施設基準が適用される。

(注2) 既設炉とは、H12.1.14以前に設置の施設をさす。

(注3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物焼却炉は、同法による規制が別途適用になる。

(注4) 許容限度は温度が零度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガスによるもの。

2 水質排出基準

水質排出基準一覧表（施行規則別表第2）

号番号	施設	排出基準 (pg-TEQ/L)
1	クラフトパルプ又はサルファイトパルプ製造用漂白施設	10
2	アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	
3	廃ガス洗浄施設（硫酸カリウム）	
4	廃ガス洗浄施設（アルミナ繊維）	
5	廃ガス洗浄施設（担体付き触媒の製造）	
6	二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造用各施設	
8	クロロベンゼン等製造用各施設	
9	4 - クロロフタル酸水素ナトリウム製造用各施設	
10	2・3 - ジクロロ - 1・4 ナフトキノンの製造用各施設	
11	ジオキサンバイオレット製造用各施設	
12	アルミニウム等製造用炉ガス処理施設	
13	亜鉛回収用 （製鋼用電気炉の集じん機で捕集されたばいじんからの回収に限る）	
14	担体付き触媒（使用済み）からの金属回収用	
15	廃棄物焼却炉発生ガス処理施設	
16	P C B 処理施設	
17	フロン類破壊施設	
18	下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

（注）異なる水質排出基準が適用される2以上の水質基準対象施設を有する工場・事業場でそれらの排水系統が1である場合、当該排水系統からの排水については、それらの基準のうち最大の許容限度のものが適用される。